

環廃対発第050913001号

平成17年9月13日

各都道府県一般廃棄物行政主管部長 殿

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

アスベスト含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について

アスベスト問題への当面の対応の一環として、経済産業省においては、アスベスト含有家庭用品について、業界団体等を通じ調査を実施し、9月12日、調査結果が公表されたところです。(別添1参照 以下「調査結果」という。)

今回の経済産業省の調査結果において、「企業からは、124社521製品の製造等の実績が報告され、ごく少数の例外を除き、通常の使用時にアスベストの環境への放出の可能性はないとの回答を受けました」とされているところですが、少なからぬ製品において、「廃棄時における環境への放出の可能性」が「有」とされております。

この結果を踏まえ、アスベスト含有家庭用品が廃棄される場合においては、処理の過程でアスベストが飛散しないようにすることが重要であるため、貴管下の市町村に対し、下記の措置を講ずるよう周知方お願いします。

なお、環境省においては、今後、破碎等の処理の過程におけるアスベストの挙動に関する科学的知見を踏まえ、アスベスト含有家庭用品等が廃棄物となったもの(以下「アスベスト含有家庭用品廃棄物」という。)のより適正な処理方法や処理システムのあり方について、専門家の意見を聴きつつ、また関係省庁とも連携・協力しながら、検討することとしていることを申し添えます。

記

1 製品に関する情報

一般家庭で使われており、かつ、一般廃棄物として排出される可能性がある、アスベスト含有家庭用品については、経済産業省ホームページ

(アドレス：<http://www.meti.go.jp/press/20050912006/20050912006.html>)

に詳細なリストが掲載されているところであり、この情報を活用して住民に対する周知を図りたいこと。

また、経済産業省の調査結果をもとにして当課において、製品分類リストを表1のとおり作成したので、参考とされたいこと。

さらに、一般に解体等に伴い産業廃棄物として排出されることが想定される建材等の家庭用品についても家庭で自ら交換するなどして一般廃棄物として排出される可能性があるので留意が必要であること。

なお、製品に関する住民からの問い合わせについては、各市町村において調査結果(リスト)を参考に回答が可能であるが、住民が保有している製品がリストの掲載製品に該当するかどうかなどの問い合わせについては、調査結果(リスト)に掲載されている「業界団体又は企業のお問い合わせ窓口」を案内することにより対応することができること。

2 アスベスト含有家庭用品の処理について

当面の間、アスベストを飛散させないよう、可能な限り次のような処理をされたいこと。

(1) 収集運搬における留意事項

ア 家庭からアスベスト含有家庭用品を排出する場合には、当該廃棄物となった製品を分解せず、そのままの状態を排出するなど飛散させないように排出するよう、住民に周知すること。

イ また、排出の際にアスベスト含有家庭用品廃棄物に「アスベスト」と記載させるなど、他のごみと区別が付くような排出方法によることが考えられること。

ウ アスベスト含有家庭用品廃棄物を収集する場合には、これらの廃棄物が破損することのないよう、パッカー車に投入せず、また、他のごみと分けて破損しないよう運搬すること。さらに、大型家電等については、平ボデー車などによる運搬を検討されたいこと。

エ 万一、飛散性のアスベストが使用された製品（表1の42.石綿灰）が廃棄物として排出される場合については、排出の際、水などで湿らせて飛散しないようにした上で、ビニール袋で二重に梱包するなど、作業時の暴露を防止した方法で排出するよう、十分に住民に周知すること。

(2) 処分における留意事項

アスベスト含有家庭用品廃棄物については、できるだけ破碎しないようにし、散水や速やかな覆土の実施など飛散防止に留意した最終処分を行うこと。

やむを得ず破碎する場合には、「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて」（平成17年8月22日付け環産発第050822001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を参考にされたいこと。

また、アスベスト含有家庭用品廃棄物を保管する場合には、他の廃棄物と区別が付くようにして保管すること。

なお、万一、飛散性のアスベストが使用された製品を処分する場合には、特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理基準を準用し、耐水性の材料で二重こん包するなどすることにより、アスベストが飛散しないような措置をとるとともに、一定の場所において分散することないように埋め立てること。

問い合わせ先：

廃棄物対策課 高橋、馬淵、村松、横井
TEL 03-3581-3351(6857、6855)

表 1

経済産業省より公表されたアスベスト含有家庭用品

	製 品 名	製造輸入 開始年	製造輸入 終了年
1	床材、壁紙	1954	2002
2	システムバス・ユニットバス・浴室ユニット等	1970	2004
3	水栓金具、排水栓	1949	2000
4	ガス用の配管、圧力調整器等	1971	2005
5	ファンヒーター（ガス・石油）	1970	2000
6	ストーブ（ガス・石油・電気）、パネルヒーター	1960	2002
7	給湯・暖房ボイラ	1968	2002
8	温水機器（給湯、風呂、電気温水器）	1968	2005
9	アイロン	1957	1990
10	オーブントースター、トースター、ロースター	1957	1991
11	オーブンレンジ（電気、ガス）	1968	1991
12	キッチン、システムキッチン	1964	2004
13	クッキングカッター	1978	1997
14	ジューサー・ミキサー	1974	1997
15	黒板ふきクリーナー	1975	1995
16	照明器具、スタンド、蛍光灯安定器	1963	2005
17	健康器具（乗馬型フィットネス、マッサージいす）	1980	2004
18	除湿乾燥機	1996	2001
19	食器洗い乾燥機	1970	1980
20	洗濯機	1967	2005
21	衣類乾燥機、電気乾燥機	1973	1984
22	掃除機、セントラルクリーナー	1971	2000
23	ソーラーシステム蓄熱槽	1980	1985
24	電気こたつ、電気あんか、足温器	1961	1990
25	コンロ、電気コンロ	1946	1992
26	電気ポット	1957	1986
27	冷蔵庫	1953	2005
28	ドリルドライバー、電気かんな	1969	2001
29	ヘアドライヤー、ヘアカーラー	1958	1985
30	ミシン用フットコントローラー	1964	1993
31	エアコン	1991	2003
32	自転車（ブレーキ）	1946	2005
33	ＯＨＰ、スライド映写機	1968	1974
34	写真用引伸機	1979	2005
35	耐火金庫	1966	1994
36	浄化槽	1973	1988
37	換気扇	1976	1992
38	防熱板	1981	1990
39	タオル蒸し器	1963	1966
40	電気炊飯器	1957	1980
41	電気鍋	1960	1972
42	火鉢用付属石綿灰（電気・ガス）	1956	1966
43	電磁調理器	1978	1980
44	暖房いす	1968	1969
45	トイレ（衛生器具、温水洗浄便座）	1962	2004
46	単相２線３〇Ａアンプ		
47	ガラス製まほうびんの中びん	1961	1991